

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和元年12月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一            3番 高橋 誠一            4番 峠田 一徳  
5番 浅野 厚司            6番 渡部 基司            7番 本間 仁一  
8番 安達 芳紀            9番 佐藤 一志            10番 小野 博  
11番 渡沢 寿            12番 伊藤 圭一
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり  
2番 黒澤 ちよ子    13番 鈴木 正徳
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 大室 拓  
同 上 事務局長補佐 嶋貫 幹子  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第20号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報第21号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第47号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第7 議第48号 空き家に付属した農地の指定申請に対する指定の可否について  
日程第8 議第49号 非農地証明願に対する可否について  
日程第9 議第50号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について  
日程第10 議第51号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について  
日程第11 議第52号 南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る定期的な検証に関する意見決定について

5. 会議の要領  
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和元年12月18日付け南農委告示第14号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は11名であります。なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、2番黒澤ちよ子委員、13番鈴木正徳委員の2名であります。

よって過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。10番小野博委員、11番渡沢寿委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 10番 小野 博 委員  
11番 渡沢 寿 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第20号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第20号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年11月27日付け農第664号で、南陽市長から本委員会に対し、12月1日付けで3件、令和2年1月1日付けで3件、合計で6件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第20号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第21号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、報第21号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第21号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページになります。

1番につきましては、賃貸人 ■■■■と賃借人 ■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 2,003㎡ を地権者が畑地化して利用するため、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第21号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第47号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第47号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転3件、賃借権設定2件、合計5件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づき、ご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第47号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページと5ページになります。はじめに、4ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外4筆 田 453㎡ 畑 178㎡ 合計631㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外2筆 畑 合計1,671㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外4筆 田 合計4,112㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、5ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

4番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲外2筆 畑 合計971㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

5番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲外1筆 田 合計2,412㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、議第47号 1番の現地調査については、長谷部修推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

12月19日、長谷部推進委員より電話報告をいただいております。▲▲字▲▲の3筆については、水路の近くにある田となっており、全てが耕作されているとの報告でした。▲▲字▲▲の農地は保全管理という状態となっておりまして、牧草が植えられているのではないかとの報告でございました。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査について、11番渡沢寿委員より報告をお願いします。

11番  
（渡沢寿委員）

12月24日現地を見てまいりました。作付けはされていませんでしたが、草刈などはされており問題ないものと判断いたします。

議長（高橋会長）

次に、3番の現地調査について、高橋茂推進委員及び高橋隆推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 高橋茂推進委員及び高橋隆推進委員より報告いただいております。全ての申請地につきまして耕作されており、周辺農地への影響がないことを確認いただいております。

議長（高橋会長） 次に、4番の現地調査について、9番佐藤一志委員より、報告をお願いします。

9番（佐藤一志委員） 12月23日確認してまいりました。全てが耕作されており、周辺農地への影響がないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長） 次に、5番の現地調査について、6番渡部基司委員より、報告をお願いします。

6番（渡部基司委員） 12月23日、申請地について全てが耕作されており、周辺農地への影響がないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長） お諮りいたします。  
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって本案は分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） 始めに、議第47号2番の案件について、審議いたします。ここで、6番渡部基司委員の退席を求めます。

……………渡部 基司 委員 退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、6番渡部基司委員の復席を求めます。

……………渡部 基司 委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第47号4番の案件について、審議いたします。ここで、8番安達芳紀委員の退席を求めます。

……………安達 芳紀 委員 退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、8番安達芳紀委員の復席を求めます。

……………安達 芳紀 委員 復席……………

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより議第47号2番、4番以外の案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第48号「空き家に付属した農地の指定申請に対する指定の可否について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　　ただ今上程されました、議第48号「空き家に付属した農地の指定申請に対する指定の可否について」の提案理由を申し上げます。

　　本案は、農地法第3条及び南陽市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第5条の規定により、本委員会に対し1件の指定申請がありましたので、提案するものであります。

　　南陽市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準に基づいてご審議のうえ、指定の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　　ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　　ただ今、提案されました、議第48号について、ご説明申し上げます。議案書は6ページをご覧ください。

　　1番につきましては、■■■■から申請があったもので、▲▲字▲▲外3筆畑合計647㎡について、申請人が所有・管理する空き家の売却を希望しており、付属した農地も空き家とともに第三者へ所有権移転を可能とするため、申請があったものです。

　　当該地は、南陽市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準に該当するものと考えます。以上です。

議長（高橋会長） 　　ここで、議第48号1番の現地調査について、4番嶋田一徳委員より、報告をお願いします。

4番  
（嶋田一徳委員） 　　12月18日に、私と浅野厚司委員、嶋貫事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で空き家に付属した農地の現地調査を行って参りました。この案件につきましては、空き家に隣接しており、作付けもされていない農地であったことを報告いたします。以上です。

議長（高橋会長） 　　これより、審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

　　お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 　　妥当と認める委員が、全員と認めます。

　　よって、本案については、申請どおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8議第49号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第49号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。事実確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第49号につきまして、ご説明します。議案書7ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲外2筆 登記地目 田が1714㎡ 畑が36㎡ 合計1,750㎡が、昭和62年以前から耕作不便により、山林化して、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

2番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲外2筆 登記地目 田 合計1,685㎡が、平成10年以前から耕作せず、山林化して、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。議第49号1番の現地調査については、長谷部修推進委員より、2番の現地調査については、江口菊次推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 1番の案件につきましては長谷部推進委員から、2番の案件につきましては江口推進委員から現地を確認していただきました。申請のとおり山林化しており、耕作できる状態に回復することができないと確認いただいております。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議することといたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。



1 2 番 (伊藤圭一委員) 今回の申請地について、非農地証明を出した場合、申請者は山林として地目変更することになるのでしょうか。

嶋貫農地係長 今回の申請については山林との地目変更になるかと思えます。山林の定義というものが不動産登記法上、5m以上の木が生えていないと山林として認定しない、と定まっているようです。今回農地ではないとの証明をお出しして、山林となるか原野になるかは法務局での判断ということになります。山林にならないければ、原野として農地以外の地目へ変更することになるかと思えます。

1 2 番 (伊藤圭一委員) 今回の申請地は耕作放棄してとの認識でいいのでしょうか。もしくは植林して今後山林とするということでしょうか。

嶋貫農地係長 2番の案件については、一部植林して山林化している部分があるようです。許可なく植林をしております、今回農地以外の地目へ変更して所有権の整理を行いたいとのことでした。1番の案件につきましては、山の中の昔開拓した場所となっております、耕作放棄の結果自然と山林化してきた現状となります。

1 2 番 (伊藤圭一委員) 地目は法務局が決めるということで、今回は耕作放棄地であって畑に戻せない、という意味合いの非農地証明であるという考え方でよろしいか。

嶋貫農地係長 仰るとおりです。

議長 (高橋会長) 他に質疑・意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長 (高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長 (高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長 (高橋会長) 次に、日程第9 議第50号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第50号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年12月12日付け農第704号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、4件の賃借権の新規設定に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐

ただ今提案されました、議第50号につきましてご説明を申し上げます。11ページにつきましては、総括表となっております。賃借権設定4件で、計画面積が、8,774㎡となっております。

つづきまして、12ページをご覧ください。賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2,528㎡ 外1筆 合計 4,071㎡ を再設定の6年契約で、10月31日支払、物納 となっております。

2番以降については「中間管理事業」に伴う賃借権の設定でございます。

2番につきましては、■■■■と「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 567㎡ 外5筆 合計3,108㎡ を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

3番につきましては、■■■■と「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 252㎡ を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

4番につきましては、■■■■と「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,343㎡ を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。以上でございます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議することといたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第10 議第51号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第51号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年12月10日付け農第692号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項の規定により意見を求められましたので、別紙のとおり提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐 ただ今提案されました、議第51号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の15ページをご覧ください。農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。

区域は全域、借受者は、■■■■外3名で、貸付者は、■■■■外2名で、▲▲字▲▲ 田 507㎡ 外7筆 合計 4,703㎡について、賃貸借契約するもので、契約期間は、令和元年2月7日から、令和11年12月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。以上でございます。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第11 議第52号「南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る定期的な検証に関する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第52号「南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る定期的な検証に関する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年11月29日付け農第667号で、南陽市長から本委員会に対し、南陽27号振興計画において位置付けられた施設が、農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られ、効用を発揮しているか否かについて、意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、農林課堀之内主任の補足説明を求めます。

農林課堀之内主任

議第52号につきまして、これまでの経過をご説明申し上げます。南陽27号振興計画につきましては、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置づけられました施設の用に供する場合については、優良農地であっても農業振興地域から除外し、農用地の転用が可能となるものであります。

本計画に位置づけられた継承を行う施設につきましては、▲▲地区で水稻及び肉用牛の一環経営を営む■■■■・■■■■が居住する農家用住宅であります。本計画の策定に関しましては、平成29年10月25日開催の農業委員会総会にて審議の上、同意をいただいたところであります。これを踏まえて平成30年1月24日には本計画を策定し、同年4月20日に農用地区域からの除外に係る決定公告を行ったもので、計画策定日から5年を経過するまで毎年検証を行う必要がございます。今回の検証は2年目となります。

令和元年11月27日に農林課職員による現地調査を実施いたしました。この度提出させていただきました写真のとおり、農家住宅につきましては平成31年1月に完成しまして、ご家族で居住しております。なお、住宅西側に建築予定であります車庫兼作業小屋につきましては、本年12月に工事が着工しまして年内中には完成することとなります。

以上のことから、南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る定期的な検証につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条第1項第27号の規定により、当該計画に従って農業振興地域の特性に応じた農業の振興に図られているか否かについて検証の客観性を確認するため、農業委員会の意見を求めるものであります。つきましては、地域農業の振興の公用を期するため、効率的な農業経営を図るとともに、居住環境を向上し将来に向けた担い手への定住化を図ることを目的とした農業住宅を完成し、敷地内に建築予定の車庫兼作業小屋についても順調に進んでいることをご了解のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（高橋会長）

ここで、議第52号の現地調査について、5番浅野厚司委員より、報告をお願いします。

5番  
（浅野厚司委員）

12月18日、私と峠田委員、嶋貫事務局長補佐、嶋貫係長の4名で27号計画の調査を行ってまいりました。この案件について、計画のとおり農家住宅として利用されていることをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はありませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画の検証を妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

計画の検証を妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案につきましては、計画の検証が妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。  
よって令和元年12月18日付け南農委告示第14号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。  
(閉会：ときに午後2時7分)